

**大分市自治基本条例検討委員会
第4回 市政運営部会 議事録**

◆ 日 時 平成22年2月23日(火) 14:00～16:00

◆ 場 所 大分市役所議会棟 3階 第3委員会室

◆ 出席者

【委員】

島岡 成治、泥谷 郁、秦 忠士の各委員(計3名)

【事務局】

企画課長 玉衛 隆見、同専門員 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘
同主査 永野謙吾、同主査 足立 和之(計5名)

【プロジェクトチーム】

監査課参事 宮村 広幸、総務課法制室主任 河越 隆(計2名)

【オブザーバー】

総務課法制室長 伊藤 英樹

【傍聴者】

なし

◆ 次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 条文案の検討について(第10回全体会議を踏まえた検討)

(2) その他(次回開催日程等)

<第4回 市政運営部会>

事務局	ただいまより、大分市自治基本条例検討委員会 第4回市政運営部会を開催いたします。 開会にあたりまして、3つの資料を一括して説明させていただきたいと思っております。1つ目は、先日行われました第10回全体会議の意見内容をまとめたもの、2つ目は、前回一例としてお示した条例を一部変更しておりますので、その変更内容について、3つ目は、自治基本条例と教育との関連性について、考え方を一例としてまとめさせていただいておりますので、それに沿って説明をさせていただきます。それでは、まず「報告1」A3縦の分をご覧ください。先般行われました全体会議での話を取りまとめ
-----	---

たものを、一番右の枠に記載しております。上から読んでいきますが、理念部会にかかる全体会議での意見として、社会を作るルールや社会を作る道徳、また、一人ひとりの喜びとなるのが「前文」や「理念」の中に謳いこまれることで、大分市の条例が他都市のものと違うものになるのではないかと。「前文」が市民から見ると、「今から新しいことがはじまる」、「新しい時代が来るのだ」、「それは皆で一緒になって進めていく」ということが分かる内容が良いのではないかと。「前文」は歴史等のことよりも、人材育成と市民意見を大切にすることだと思いが、ただ、言いつばなしではなく言う以上はきちんと責任を持って、一緒にしていくという内容がほしい。丁寧体よりも常体のほうが説得力があるのではないかと。文章が少し長い。どうやって将来の市民を育てるかということ、小学校高学年から中学生にしっかり教えて、わかまえてもらうことが大事であり、本当の市民としては、この条例をよく読んでもらいたいということを訴えかける内容にしたい。ということで、理念部会としましては、今回の議論を踏まえて、再度部会で検討を行っていくということでございます。

次に、定義について、この青字については市長の発言になりますが、「協働」というのは、「日本一きれいなまちづくり」に代表されるように、行政だけでできるものでもなく、また、行政が市民に責務を負わせてするものでもない。市民と行政が共に汗を流しながら、誇りあるまちをつくっていくという想いを共有することが「協働」であると位置付けている。また、そういう想いは、市民の間にも定着していると理解している。「協働」という言葉は、30年以上前から「コプロダクション」の訳として存在し、都市のサービスの中でどういうサービスを構築するかを考えるための概念として作られた言葉である。ということを見ると自治基本条例には必要な言葉であるのではないかと。まずは実行することが必要であり、その成果が挙げれば名前がついてくるのではないかと。ということで、部会としては、共通の理解が大体得られているという理解で、今後、定義を明確にしていくということでございます。

次に、執行機関・議会部会についてですけれども、議会として、「議会基本条例」と「自治基本条例」の関係について協議する。ということで、これにつきましては、3月になって協議をするということで予定をされているところです。

続きまして、市民参加・まちづくり部会です。協働の推進につきましては、理念部会の協働の定義の議論と同じです。都市内分権につきまして、この青字も市長の発言ですが、これからは、権限なり財源なりを地域に下ろしていくという発想があっても良いのではないかとという想いはある。一方では、そこに責務も発生してくる。これが一つの「都市内分権」であると考え。ということで、部会としましては、市長の話の踏まえて更に煮詰めていくということでございます。

その他の確認事項としまして、今後の一応の制定スケジュールとして、22年度内に制定をめざすことを確認しております。また、今後の条文化をスムーズに行うため、今後の会議に法制室の参加をお願いするということで、本日も法制室の職員が同席しております。次に、一般市民をより巻き込むために、市民向け会報を作成する方向で検討を行うということでございます。以上が、先般行われました全体会での報告でございます。

次に、お手元の「資料1」をご覧ください。第3回の市政運営部会においてお示した条例の一例について、変更意見があったものにつきまして事務局で検討を行い、変更したものについては網掛けで表示しております。

まず、1ページの③「行政評価」ですが、前回案では「取り入れるものとする」として

いたものを「可能な限り公開で行うものとする」としています。これは、新年度に予定している事業仕分けについて、現在公開を前提に検討しておりますので、行政改革推進室と協議の結果、こういう表現に変更させていただいております。

次に、2ページの⑩「財政運営」です。これにつきましても変更の意見がありましたので財政課と協議を行いました。表現は変えておりません。と申しますのも、実は、この財政運営の条文は、札幌市の自治基本条例をベースに作成しております。札幌市は、各局から新年度の予算要求が明らかになった時点で、パブリックコメントのような形で市民の皆さんから意見をお聴きする等、大分市以上に市民の皆さんに公表している手法を取っておりますが、自治基本条例の条文としましては、こういう表現に止めております。このことから、財政課としては、こういう条文の表現でもより分かり易い公表を行っている札幌市のような例があるということや、先程の行政評価における事業仕分けの公開と今後はセットで検討していく必要があるということ等から、現時点においては、この表現のままで特に問題はないということでした。ですから、表現の変更はしていません。

次に、3ページの別章立てとしている「環境・景観」です。これにつきましては、環境の項目から景観を外す必要はないとの意見があったことから、まず、章立てに景観を入れております。また、項目にも景観を入れております。条文につきましては、当初の例では「市及び市民は、本市の恵まれた自然環境を活かしたまちづくりの推進を図るとともに、その保全に努めなければならない。」としていたのですが、「市及び市民は、本市の恵まれた自然環境の保全を図るとともに、これを活かしたまちづくりの推進及び良好な景観の形成に努めるものとする。」と変更しております。以上が第3回の部会でお示した一例から変更した内容になります。

次に、「資料2」をご覧ください。これまで市政運営部会の中で、自治基本条例には「教育」というものが必要だと思うが、他都市の条例で何故謳われていないか、というご意見がありました。これにつきまして、専門的なコメント等が必要なことから、市の法制室に聴いて、その一つの考え方としてまとめたものを文章にしております。これは読上げさせていただきます。

自治基本条例における教育との関連性(法制室確認)、他の自治体において自治基本条例上に「教育」が規定されない根拠として、以下の理由が想定される。

1. 自治基本条例は教育委員会にも及ぶものである。一般的な自治基本条例では、市の執行機関全般に対して自治基本条例の規定が及ぶようになっており、教育委員会も自治基本条例の適用を受けるものとされている。(一般に「市長等は」というような規定の仕方をしており、「市長等」に教育委員会も含まれる、という構成をしている。)

そのため、教育委員会について特別の規定を設けた場合、教育委員会にのみ適用され、かつ、他の執行機関には適用されないものを規定することとなると考えられる。実際に、教育委員会にのみ適用がある規定というのは見出しにくいのではないかと考えられる。

2. 自治基本条例の性質による。自治基本条例に係る文献をひも解くと以下のような記述がある。

①「自治基本条例とは、自治体運営の『理念』と、その理念を具体化する『制度』と、制度を動かす『原則』をきちんと盛り込んだもの」である。「制度だけでは無味乾燥だから、政策を盛り込むべきではないかと考えがちなのですが、そうした思いは抑制すべ

	<p>き」ものである。「政策上の基本理念は条例の前文で表現する」ものである。</p> <p>※出典『自治基本条例の理論と方法』(神原勝著、公人の友社P34,36 参照)</p> <p>②「政策内容は、条例よりも基本構想、基本計画、実施計画に記述すべき」である。「自治基本条例は自治体運営(まちづくり)のための基本理念とそれを実現するための制度・権利・手続きが詳細に規定される」ものである。「総合計画は各政策分野ごとの計画が明らかにされる」ものである。</p> <p>※出典『協働社会をつくる条例』(松下啓一著、ぎょうせい P24 参照)</p> <p>③「基本構想と自治基本条例の役割分担が明確でなかったために、初期の条例には政策テーマ型の自治基本条例が散見されたが、最近ではこのタイプはきわめて少なくなっている。」</p> <p>※出典『自治基本条例の作り方』(松下啓一著、ぎょうせい P25,26 参照)</p> <p>以上のように、一般的には、自治基本条例は自治体運営のための制度や手続きなどを規定するものであり、政策的なものは総合計画で明らかにする、という役割分担が考えられていると思われる。このことから、自治基本条例の性質上、「教育」などの具体的な分野の政策を盛り込む余地がなかったのではないかと考えられる。</p> <p>ということで、あくまでも考え方の一つとしてまとめさせていただきましたので、ご参考にしていただければと思います。以上、事務局からの説明はこれまでとさせていただきます。それでは、進行を部会長さん、よろしくお願いいたします。</p> <p>部会長</p> <p>はい、「報告1」ですか、この前の全体会のまとめと、「資料1」につきましては、この部会で検討していた内容について、事務局の方で修正されたもの。それから、「資料2」につきましては、「教育」ということが自治基本条例にそぐわないのではないかとという一つの考え方というものが示されたと思います。以上を踏まえまして、この3つの説明につきまして、何かご意見とかご質問がありましたら、お願いしたいと思うのですが、ちょっとお聴きたいのが、先程「報告1」の中の全体会議の中での意見というものがありますが、前文という中に、この中にもまだ色々な意見が多分入っていると思うのですが、どういう方向性で前文を書くかということについて、明確には決められないままですか。</p> <p>副部会長</p> <p>方向性を明確にこういう形でいきましょう、という議論までにはならなかったのですね。ただ、一応理念部会が作った前文のたたき台があったではないですか、あの中で自治基本条例を何故作るのかというその部分と言いますか、制定の背景と目的は、やはり触れる必要があるのではないかとこのところは、全体の雰囲気としてはご理解いただいているのではないかとこの感じを私は受けました。今は、大分市の歴史的な部分が前文としてずっとあって、最後の方に愛すべき大分を次世代に責任を持って引き継いでいくためにも、自治基本条例を制定しますよ、という形のかなり省いた最後の方は表現になっているのですね。前文の考え方は個々人によって違うのでしょうか、なぜ自治基本条例を制定しようとしているのかというその辺が、もう少し明確になった形で触れられた方がよいのではないかなというのは、私はそのとおりだと思うのですね。今は、「道しるべ」ですね。</p> <p>事務局</p> <p>部会長会議の時にもそういうような話が出まして、実は理念部会では、目的のところに住民自治の向上をきちんと謳っているのです。そのところを書いて、前文に出す</p>
--	---

	<p>かどうかという議論がなされていないのです。目的の中に住民自治というようなフレーム、それを指すと。そのために、自治基本条例を制定するのですよという構図になっていて、そこを部会長さんが取って発言されなかったのです。目的が明確に前文の中に触れられていないというような話にもなったのですが、今後は目的と前文を照らし合わせてですね、目的の部分を前文の中に反映させていくかどうか、という議論が必要になってくるのではないかとこのように思います。全体としては触れられています。体系的に一応その辺は考えられている所があるのですが、前文の中にどれだけ盛り込むかというのが、最終的には皆さんに浸透されていない状況です。ですから、目的の部分を前文に盛り込むという議論は、これからなされていくというふうに思います。</p>
部会長	<p>「協働」という言葉を使うべきか、使わないべきかというのは、代表者会議の時に少し議論になっていたわけですが、この報告を見ると、「協働」という言葉は重要なタームとして使っていくというふうな結論が出たということで、よろしいのでしょうか。</p>
事務局	<p>そうですね、「協働」というのは市長発言に書かれているとおり、かなり定着してきています。市民もそういう認識の下に、市政に参画していただいているのではないかと思います。したがって、午前中に部会があったのですが、この「協働」というものは使っていますと。今のところは、条文にしっかり「協働」の文言を明記してですね、今後考えていこうというふうな方向性となっているところです。</p>
部会長	<p>分かりました。もう一つは「都市内分権」というものが話題になっていましたけれども、「都市内分権」という方向性はある程度示していくということなのですかね。</p>
事務局	<p>「都市内分権」という表現をここはしているのですが、国から地方へということで地方分権、地域主権というような言い方を現政権はされていますけれども、そういう状況の中で、「都市内分権」というのは、市長がそういう考え方があってもよいのではないかな、ということで前回の会議の時に発言をされたので、かなり思い切った発言を市長がされたなあというふうな感想を午前中の部会でされていたのですけれども。方向性としては、「都市内分権」をどういうふうに表現するかは別にしてですね、一定のそういう方向性を示すような形で、今後検討していこうというふうな結論に達しています。ただし、言葉としては「都市内分権」、「市域内分権」と語っていくか、「地域自治区」とかですね、いわゆる自治の担い手であるセンター、そういうような個々具体的な表現をしていくかどうかというのは、今のところ未知数でありますけれども。各市の規定の状況等を今後事務局が調査して、その辺を参考にさせていただきながら、今後煮詰めていこうというふうな話になります。そういう方向性で考えていくというふうなことになると思います。</p>
部会長	<p>はい。直接この部会では触れないかも知れませんが、全体の中でそういうことが確定されたということです。あと、よろしいでしょうか。</p>
副部会長	<p>理念部会と市民参加・まちづくり部会で、理念部会は「協働」の定義の問題でどういう形で定義していくかという形のもの、市民参加・まちづくり部会は「協働」の推進という</p>

	<p>部分の中で、具体的にどういう条文を盛り込んでいくかというような形になるのですが、議論しておきたいのは、市政運営の中で「市民協働」や「協働」という形の部分、色々に関連はしてくるのですが、唯一こう見たら⑩の「人材の育成」の中で、「市民と協働し」という、ここだけ「協働」という文言が出ているのですけれど。市政運営の基本の中は出ていないですね。</p>
事務局	<p>今までいただいた意見としてはですね、「条例の制定」と「人材育成」のところは市民参加・まちづくり部会との連携が必要であるとなっています。そういう意見を伺っております。</p>
副部長	<p>「市政運営の基本」の項目の中に「協働」という用語の部分が出てきても、おかしくない所はありますね。それは、どこで規定するのかという話につながっていくところもありますが。</p>
部長	<p>「市民参加」を「市民協働」と言い換えたりすることもあり得るということですかね。「市民参加」と「市民協働」はどう違うのかというのは、「協働」の定義付けにもよってくるのだらうと思いますけれどね。</p>
副部長	<p>「総合計画」の中に「市民参加」という用語は出ていますね。</p>
事務局	<p>市政運営の部分については、どちらかと言うと市が行う業務ですから、「協働」によりというような言い方よりも、市民に参加を求めるといった言い方に替えていった方がよいのかなあという気はしますけれど。</p>
事務局	<p>これは、一つの考え方ですけれども、「参加」、「参画」、「協働」というふうな形を見た時に、より市民と一緒にやるというイメージが高まるのは「参加」、「参画」、「協働」ということだと思います。今担当が申し上げましたとおり、市政運営という形を見たときに、「参加」というふうな言い方が多いというのは、そういう点にあらうかと思っています。これは一つの考え方ですけれど。</p>
副部長	<p>「総合計画」は「市民参加」の形で出ていますね。「条例の制定等の手続」は「市民参画」になっていますね。</p>
事務局	<p>第3回の部会の際にも説明しましたが、主語について、あくまでも行政側のみだけなのか、市政運営の基本として市民まで含めるのか、この主語についても議論をいただければと思いますが。</p>
副部長	<p>「参加」と「参画」の使い分けの部分で、「総合計画」と「条例の制定等の手続」で使い分けている部分があるので、ある程度説明ができるような形で、どういう主旨で使い分けているのですよということが分かるように、事務局としてその部分の整理をしておいて下さい。</p>
事務局	<p>午前中の部会の時にも、「参加」よりも「参画」という話が出たのですが、条文全体を</p>

	見渡した時に、「参加」がよいのか「参画」がよいのか、また「協働」という言葉まで使った方がよいのか、ということ照らし合わせて調整する必要があると思っています。ですから、「参加」と「参画」はそれほど大きな違いはないと思っていますが、その辺の使い方については、しっかりと整理していく必要があるというふうには思っています。
部会長	「参加」と「参画」という言葉のニュアンスから言うと、「参画」の方が意思的なものが若干強くなってくるということですかね。
事務局	というふうに、一般的には考えられているのかなと思いますけれど。
部会長	「協働」の定義に多分よるのだらうと思いますけれどね。この前の代表者会議の議論の中でも、「協働」というものは対等の立場という話がありましたよね。
事務局	「協働」というのは市と行政と議会というふうな形で、今定義付けをしようとしていますので、そうなった時に「協働」という言葉を使うのがよいのか、ではなくて「参加」若しくは「参画」という言葉の方が似つかわしいのか、そういう整理の仕方になるのではないかと思います。
部会長	この間、「協働」に関して発言しなかったのですが、気になったのはですね、「協働」というのは同じ立場でというようなご意見があったのですが、それはケースバイケースではないかというふうに私自身は思ったのですよ。組織というものは誰かがリーダーシップを取りますから、リーダーシップを取ってそれに協力していく人達が出てくるのは当然のことで、それが全部対等だということはありませんよね。「協働」といった時も色々な形があって、市と市民が対等なこともあるし、市の方は誰かがリーダーシップを取ることもあるでしょうし、逆に市民の方が主導的な立場で市が協力するという形もあるでしょうし、それをこうでなければいけないというよりも、むしろこういう場合もあるというふうに幅広く定義した方がよいのかなあという感じに思ったのですよ。その中で、意味の広がりみたいなものや言葉の違いみたいなものを何処かで正確に定義付けているか、説明が付くようにしておいた方がよいのかなあと思いますよね。
事務局	現在、「協働」というのは、市民、行政、議会が対等なというふうなイメージで捉えつつあるのですが、そうやってきますと、若干その辺のニュアンスを払拭するために、市民、行政、議会が共にとかですね、そういうふうな表現の定義の仕方がよいのかどうかということもですね、併せて最終的に整理がなされるべきかなというふうに思います。対等の立場でというふうに現在は定義付けようとしていますけれども。
部会長	可能性とすれば対等なのだらうと思うのですが、自治基本条例が基本的な関係性だけを述べるとすれば、それは対等でよいのかも知れませんが。色々なケースを考えると、色々なことがあるのかなあというふうに思ってしまうのですけれど。
事務局	イニシアチブを取るのがどこかということで、対等ではないというふうな考え方を持つのかどうかということにもつながってきますので、その辺はゆっくり議論をしていただければよいのではないかなと思います。

<p>部会長</p>	<p>この市政運営の中で、全体の委員会のまとめの中で、影響が出てきそうな言葉で「市民参加」とか「市民協働」と関わってくる部分と、それから先程言われました「市は」という部分ですね、これが全て①から「市は」というものが主語になっていますけれども、これをどういう形にするか、明確にするのかしないのかということが一つあるのかなあと思いますけれど、その辺はどうでしょうか。「市」というものは全てを含んでいるというご意見があっていますね。ここに書いている「市は」というものは、基本的に市の執行機関のことかなと。全てを直すのかどうかというより、一つずつ見たほうがよいのかなあと思いますけれど。</p>
<p>事務局</p>	<p>先程説明をさせていただいた「市政運営の基本」というところでは、主語という議論が必要なかなあと思います。全般に渡る基本的なものですから。それ以下についてはですね、条文によって議会基本条例との関わり等によって、自ずと主語が決まってくるようなことになろうかと思うのですけれど。「市政運営の基本」については、何処までを主語とすればいいのかなあと思っているのですけれど。個別のものになると、主語は決まってくるのかなあと思いますけれど、一応一例としてということで「市は」に全部させていただいておりますが、最後の所だけ「市及び市民は」ということにさせていただいております。最初の「市政運営の基本」のところは、行政側のみか市民の方までかという議論が必要かなということで、発言をさせていただきました。</p>
<p>部会長</p>	<p>「市は」と言った時にですね、何処までこの言葉の意味はカバーしているのかということだと思うのですけれども。「市及び市民」というふうに言うと、「市」の中には「市民」が入っていない訳ですよ。</p>
<p>事務局</p>	<p>最終的にはですね、「市」というものがこの条例の中で何処までを指すかという定義をしてですね、今は定義を踏まえずに何処まで含めるのかということで議論をさせていただいているのですが、何処まで含むかということを確認した上で、「市は」という言葉を使うか使わないかを含めて考えることになるかと思うのですけれど。全体会議の中でも話題になりましたが、議会基本条例とこの条例の関係というものが、まだはっきり位置付けが確定していませんので、まだ確定しにくい部分があります。例えば、議会の個別の事柄については、全て議会基本条例にお任せをしますということになるとすると、一例でお示している「市は」という部分は、殆どが「市長等は」という表現に結果的にはなってくるのかなあと思うのですけれど。結局、議会の部分は議会基本条例で個別に謳っていますので、こちらで個別に謳うのは「市長等は」ということでよいのかなあと思います。ただし、その辺がまだ確定していないものですから、今のところ「市は」という表現で、ある程度うやむやな形で提案をさせていただいております。</p>
<p>副部会長</p>	<p>部会代表者会議でも話がありましたが、すっぱり議会の部分が抜けるということは自治基本条例を考えた時に、若干おかしいのではないかとということで私は受け取っています。</p>
<p>事務局</p>	<p>今日までの会議の中では、基本的には最高規範性を有する基本条例というふうな考え方で進めておりますが、再度議員さんの中で意思統一をさせてもらいたいというこ</p>

	<p>とであります。その会議は3月1日の予定ですので、その会議を行った後に最終的に自治基本条例の位置付けがはっきりしてくると。それがはっきりした時にですね、事務局サイドとしても「市は」というような言い方をするのか、「市長等は」という言い方をするのか、どういう言い方をするのかということは定義付けも含めまして、しっかりと整理させていただきたいというふうに思います。その前の段階で、ここでは「市は」というものを「市長等」というふうな考え方を基本的に持つのかということについて、議論していただければと思います。</p>
部会長	<p>今のお話は、代表者会議の時に私がちょっと質問をしたのですが、今私達がやっているものは大分市自治基本条例をやっているのか、大分市執行機関基本条例をやっているのかという話で、いやそれは自治基本条例ですよというふうに結論付けられたと思っていたのですが。その辺がまだ確定をしていないということですかね。</p>
事務局	<p>改めて議員さんの中で協議をさせてくれというふうな形での申し出がありましたので、それはそれで議論をしていただいて、最終的な結果を受けてですね、最終確定という意味合いでいていただきたいと。当然今日までの経過の中では、最高規範性を有する条例化というふうに動いてきているのではないかなと思っておりますが。</p>
部会長	<p>そうすると「市は」という言葉は、全体の定義ということになって使い分けなければならぬということになるのだらうと思うのですけれども、市政運営の基本といった時に、市政運営の主語が何処にあるのかということになると思うのですけれど、これは「市長等は」という言葉で言うとなると、市の執行機関ということですよ。そうではなくて、この市政運営という項目が議会も入るのかどうかということになる訳ですか。基本的にここは執行機関ですよ、議会は入らないですよ。</p>
事務局	<p>議会は入らないと思うのですが、「市長等」ということで市民が入らないということになると、総合計画等は市民の皆さんと一緒に作成していますので、その辺をどう捉えるかということだらうと思うのですけれど。さらっと読むと、確かに行政のことだと思っておりますが、市政運営ですから。そこに、市民ということを意識なくてよいのかという気がします。実際市民と一緒にやっている事柄も幾つかありますから、その言葉をどういう形で捉えるかということについては、はっきりしておく必要があると思います。市政運営部会の一番大事な所になると思うものですから。</p>
部会長	<p>その辺のところはどうでしょうか。</p>
副部会長	<p>市政運営に関しては、「市は」と言った時に議会は全く想定していないのですかと聞かれれば、そういうことはないような気がしますね。</p>
事務局	<p>項目によって議会が関与してくるものとないものがあるような気がしますね。</p>
副部会長	<p>もちろん議会の権限や権能との関わりで、強いものと薄いものが色々ありますが、全く想定してないとは考えられないのですが。私の受け止め方は。</p>

部会長	<p>話が多分ややこしくなるのは、例えば「情報公開」というものがありますよね、「情報公開」の「市は」というものは、ここに議会が入るのか、入ってもおかしくはないのでしょうか、当然議会が入ってもこの文書は成立するわけで、この「情報公開」ということは、そういうふうにして定義付けられなければいけないとは思うのですけれど、議会基本条例というものが制定されていて、そこに「情報公開」が入っているのであれば、同じことをいう必要はないのですね。</p>
副部会長	<p>今、情報公開条例は全ての執行機関を包含しているのですよ。大分市の情報公開条例というものはですね。大分市情報公開条例の上位規範は何かというと、自治基本条例という形になってくると思うのですね。だから、そういう関連性は出てくる訳で、この市政運営部会の「市は」と言った時に、議会は全く関係がありませんよということは、言えないのではないかなと思います。</p>
事務局	<p>今言われた情報公開については、議会基本条例の中でも触れておりますので、同じような主旨の条文はあるというふうに考えてよいのではないかなあと考えております。個別に見ていくとですね、例えば市長部局にしかありえない条文というものもあると思いますので、条文ごとに一つひとつ検討していくということにならざるを得ないのかなあと思いますね。</p>
事務局	<p>理念部会の方で、その辺の定義の兼ね合いで議論をしているのですけれど、現状各部会で検討するにあたっては、今の段階では考えられる分かり易い言葉で主語を謳っておいて下さいというような議論がありまして、例えばこの市長部局と議会と市民も関係あるということであれば、「市長、議会及び市民」というような形で取り敢えず謳っておくと。最終的に主語を何らかの形でまとめて、これは「市は」という形にしましょうということであれば、その意見にシフトしていくというようなやり方はどうだろうか、という意見が出ていますので、今この現状で議会基本条例との兼ね合いというものもあるのですけれど、市政運営部会としてこの条文については三者に関係ありますよねとか、ここについては執行機関だけですよね、というような議論展開をしていただければ、行く行くは頭がきちんと書けるのではなかろうかなと思いますけども。</p>
副部会長	<p>基本的には、その主語の部分は、部会ごとに書き分けるような形に多分なる気はしますけれどね。「市長は」というところと、「議会は」というところと、場合によっては「市民は」というところが出てくる、そういう条文はあり得ますよね。</p>
部会長	<p>私が読むと、ほとんど全て「市長等は」になるのかなあという気がしたのですよ。というのは、市政運営の基本を行政運営という言葉が、例えば議会の述語になるのかどうかかなのですけれども。なるというのであれば、市と議会があるのかなと思うのですけれど。行政運営というのは市の執行機関ではないのですかね。私自身、今日来るまでは市政運営というものは、市の執行機関の運営内容の部分の問題にしているのかなというふうに思っていたのですけれども。広がるということであれば、改めて考えを変えて見直さないといけないのかなと思うのですけれども。その辺はどうなのでしょう。</p>
事務局	<p>当然、議会基本条例の中身を再度精査していかないといけないと思いますし、既に</p>

	<p>例えば情報公開や個人情報保護の条例ができております。それとの関係で、どういふふうな主語の使い方をすればよいのか、まさに突き詰めた作業が必要になってくると思います。その辺は、事務局としても法制室と十分連携を取りながら、主語の書き方、内容の規定の仕方については、さらに精査して行かざるをえないのではないかと思います。ここにお示したものは、一般的な考え方という形でお示しをしておりますので、現実的にこの条文が必要なのかどうかも含めまして、主語のあり方、内容のあり方は再度もう少し詰めていかなければならないと思っておりますので、特に既にある条例との関係ですね、主語が曖昧になってしまうこともありますので、その辺は細かい作業が必要になってくるのではないかなというふうに思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>分かりました。そうすると、今日の段階で一体何を議論して決めればいいのかあというの、主語も色々な不確定事項があって、議会基本条例との関係とかですね、市政運営で分担する範囲、取り上げる範囲というものは何処から何処までの範囲かということによっても変わってきますし、それから言葉の使い方、「市は」と言った場合には全てを入れると、要するに執行機関も議会も市民も全てを入れるというふうに考えるのであれば、多分今のように全部「市は」では多分よくないのではないかと思います。「市は」の後に「市民参加」と言ったら何か変な感じですよ。「市」の中に「市民」が入っているのに「市民参加」というのは、要するに「市民参加」なんて謳わなくても当たり前だという話ですよ。「市」の中に「市民」が入っていればですね、ということにもなってしまうので。そういう意味では、私が見た感じほとんどは「市長等は」或いは「市の執行機関は」という市の行政機関が担当しているのかなと思ったのですけれども、他の議会基本条例の位置付けがどうなるかというようなことと、もう一つ改めてなるほどと思ったことはですね、今ある条例がどういう範囲になっているのかということを含めて、もう一度見直さなければいけないということかも知れませんね。そうすると、ここの部会で次の段階へ進めるとすれば、それぞれの項目の中で、今までこれは別章に挙げるといったものは別にしてですね、別章に挙げるといったものもそうでしょうけど、大体必要であろうということで議論してきたのだらうと思うのですよ。改めて、いやこれは必要ないという意見は、今日の所ではちょっとまだ出にくいのかなあという気がしますので、文言を詰めるという意味では、各項目に関わる市の既存の条例の対象範囲みたいなものを、一度確認する必要があるのかなあと思いましたけれども、どうでしょうかね、他の委員さんは。</p>
<p>事務局</p>	<p>よろしいでしょうか。正直言いまして、この市政運営部会は非常に進んでおります。ほぼ具体的な精査の状況になってきております。部会長が言われたような内容は部会長から事務局に対してご指示をいただいたという形をとらせていただきまして、他の条例との関係、当然議会基本条例、最高規範性を有する自治基本条例を作るんだという前提に、議会基本条例を睨んだ時にどういふふうな主語がいいのか、この条文があるのかいないのかを含めて再度精査をすべきだという形でご指示をいただければ一定期間をいただいた後にその結果をお返して議論をしていただくという、かなりハイレベルな状況になってきておりますので、そういうことでいかがでしょうか。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。どうでしょうか。</p>

事務局	その段階で当然どこまで含むのかというのも私どもがしっかり捉えた上で整理をさせていただきたいと思っております。特に現段階で项目的に不足がないということであれば、この項目を盛り込むという形で今申し上げましたような整理をさせていただきたいと思っております。
部会長	もう一つ確かにこの項目でいいのか悪いのか、足りないものがあるのか、或いは不必要なものというのも今までの議論の中で、すぐにこれはいらぬという話にはならなかったかなとは思いますが、何かそういうことで他の委員の皆様ご意見ありますでしょうか。
副部会長	とりあえず今3ページの章立ての部分で「連携・交流」というのを独立した形で記載をしておりますが、「連携・交流」の部分は敢えて別の章立てをしなくてもいいのではないのでしょうか。
事務局	⑯に続けてということですか。
副部会長	「環境・景観」というのは少し違うと思いますけど。
部会長	「市は」の主語に関わってくると思うんですけど、私は先ほど言いましたようにこの部分っていうのはほとんど「市の行政執行機関」、「市長等」と言い換えた範囲のことかなと思っていたので、「連携・交流」は別立てにしたほうがよいのかなというように思っていました。その次の「市は」というのはもう少し広がるだろうと。市の執行機関、行政間同士の地方自治体間同士だけの連携協力でもないのかなという思いがあって、そういう意味では少し変わってくるかなと思っていたんですけども。それも市政運営の「市は」の範囲がどこまで入るかによって入れてもいいし。
副部会長	続けても違和感はないという感じになりますよね。
部会長	全部入れればですね。「市は」という言葉の中に。この「市は」というのは「市長等」ではなくて、「市は」全体を含むということであれば、そういう市政運営部門というのは全体的にそういうことだということであれば、そうかなと思います。入れてもいいのかなと。
副部会長	全ての他の部会とは書き方の問題で関連してくると思いますが、基本的にはある程度執行機関をイメージしているものから、「ものとする」という言い方が一番多いですよ。中には若干「しなければならない」という言葉がちょこちょこ出てきています。そのところは、より主体をうまく規制するというか縛る文言になると思います。「市政運営の基本」のところは「なければならない」で統一をしておいて、各論に入ると基本的には「ものとする」という形ですね。「財政運営」のところだけは「努めなければならない」とありますが、どうしてここはこういう形になったのでしょうか。
事務局	今の段階では正直そこまで、語尾の言い回しまで詰めておりません。恐らく、参考にしたものに引っ張られていると思います。その辺は今後詰めていけばと思います。

副部会長	そこは一応、全体との調整もあるけど、この部会としての書き分けは書き分けていいのですけれども、意味をきちんと整理した上で「こういう意味でここを使い分けているんですよ」という形の整理をしておいて下さい。
部会長	これは条例の場合に、こういう文章でなければならないということはないと思うのですが、こういう文章がよりよいという書き方はあるんでしょうか。素人的な意見を言って申し訳ないのですが。
事務局	ある程度典型的な表現というのはあると思います。話題になっています「ですます調」の使い方などございますけれども、色々な条文を作る立場から言うと「ですます調」は非常に画期的で飛び出したような形で、若干抵抗があるので。もう一つは「ですます調」にしたときに、今までの「なければならない」という形と意味が本当に一緒になるのかという不安も若干ありますので。新しい表現を入れるとすれば、少し慎重に検討していきたいと思います。
部会長	例えば、市政運営のところで、「行政運営を行わなければならない」と書いているのを「効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行います」というふうに書いたときにどうなのかということですよ。
事務局	全くイコールではないと思います。
部会長	それはもうもっと先の話かなと。全体的なものが進んだときに、その表現についてのがもうちょっと本格的に議論されるかと思うんですけどね。
事務局	個人的な意見なのですが、元々MAXという形で20近い一例になっています。中には正直申しまして、法律に既に根拠があるものもあります。前回の部会でもその前の部会でも「大分らしさ」ということになりまして、法律にあるものも敢えて並べているということもありますので、沢山入れるか、少なくするかということになると思います。特色というような形になると、ある程度絞り込んでという考え方もあるのかなと思います。20近い形になりまして、他都市と比べても多いです。最終的に全体のすり合わせをしたときに若干整理をするようなことも出てくるかも知れませんが、大分市の自治基本条例として特色のあるというご意見をいただいておりますので、この条文が全て必要だということについて気になっているところです。
部会長	そうですね。本当に必要かどうかは、私自身もまだよく分からないところがあるのですけれど。結局全体が見えないからですね。ここの市政運営部会の中だけで特色を出そうとしても、それは無理かなということがあってですね。今できるのは結局 MAX 揃えること。それで全体が出てきたときに、その中で位置付けてどうなんだろうと。その中でこれはやっぱり余分じゃないかというのは出てくるかなという気はしています。それから、今の段階ではこれはいるとか、いらぬとかは、なかなか私自身は判断が付けづらいところがあります。他の委員さんもそうじゃないかなと思うのですが。どれもこれも一つずつ見ればあってもいいという感じで見ているのです。絶対なければならないと

	<p>いうのもありますけれども、あってもいいんじゃないのという感じで、挙げている感じがあるかなと思います。それを精査するのは、この市政運営で何をどこを問題にしているのか。どこを問題にテリトリーとして分担しているかというところが、見えてこないとそれが中々見えなくて。それで他の「連携」とか「交流」に関しても、外に出すのか、あるいは中に入れるのか、全体を見ないと見つらいかなと思います。最終的な判断が下しにくいかなという感じはします。たぶん、多いのは多いでしょうね。MAX ですから。MAX 挙げているという状況ですからね。</p>
事務局	<p>前回の宿題となっていた③の「行政評価」と⑩の「財政運営」、⑱の表現ですが、よろしいでしょうか。特にというわけではないですが、⑩は変えていませんが。</p>
副部会長	<p>行政評価の中で、ある程度外部評価を可能な限り公開で行うものとするという部分をここまで書き込んでおれば、基本的には財政とそのまま連動していますよね。</p>
事務局	<p>事務事業評価というか、事業仕分けというのも平成22年度からやりますけれども、それに基づいて公開制度というものを謳った場合、必然的にそれが予算へと流れていきます。そうすると、予算で事業仕分けの結果をどういうふうに反映させたのか、というふうな説明責任はしっかり問われてきます。その辺はしっかり公開せざるを得なくなります。</p>
副部会長	<p>「行政評価」の中の2番目のところで「必要に応じて行政運営の見直しを行わなければならない」とありますが、「行財政運営」でよいのではないですか。全部の事業は財政運営に関連していますね。</p>
事務局	<p>「財政運営」というふうに条文におこすと、関連でどうするか。</p>
事務局	<p>「行政評価」として行財政運営の見直しとすると、財政運営のところには何か書かなくてよいのかという話にもなりかねませんし。</p>
副部会長	<p>「行政運営」の方が当然財政まで包含しているのだろうけれども、実際中にいるからそういうことが言えるのだけれども。一般の人が見たら「行政評価」の部分が⑩の「財政運営」の部分とどんな関連があるのでしょうか、という話は分からないですよ。小学6年生は分からないですね。</p>
部会長	<p>「行政運営」というのは全てを言うのですよね。③の項目は「行政運営」ではなく「行政評価」が書かれているわけですよ。行政運営に対して「行政評価」をすることが書かれているんですよ。もちろん「行政運営」の中には「財政運営」も入っている。</p>
副部会長	<p>この「財政運営」というのは、個別の事務事業ではなくて、大きな全体のマクロ的な観点からの内容だろうと思います、この「財政運営」というのは。本来的には、個別の事務事業評価と連動しているのだけれども、ここで言う「財政運営」というのは、そういう観点からの条項ですという形になりますね。</p>

事務局	「行政運営」と言いますと事務事業、歳入等をベースにしてどういうふうな形でやっていくのかというもありますし、「財政運営」は例えばこういうような厳しい状況の中で、基金をどれくらい切り崩してどれくらいの決算、もしくは場合によっては決算という形を見出していつ大分市の財政運営をやっていくか、という広い意味も込められておりますので。当然「行政評価」と「財政運営」というのは連動するところもありますけれども、また逆に違った視点でも「財政運営」というものもありますので、そういう面ではイコールで結びつきにくいところがあります。
副部会長	そういう整理でしょうね。では、取り消します。
部会長	正直言いまして、今のところこれ以上どうやって何をどうかするのという、何をどう変更すればよいのかなという感じがあります。最終的にはもっと変わるとは思いますけれども、検討していくためにこの中だけ見ても材料が少ないのかなと思います。
事務局	今後の議論の進め方になろうかと思いますが、先程ほど言われた語尾の使い分けについて整理が必要かと思いますが。
副部会長	それと、部会長がこれまで言われてきたように、自治基本条例の全体の体系的なものと言うか、今各部会で議論している部分の大方の体系的なものと言いますか、体系というのは各部会がずっと合わせた全体の体系が本来の体系なのでしょうけど、その辺が確定はしなくてもどういう形でどういう体系になろうとしているのか。各部会を合わせた全体の体系が、どういう形で構想されつつあるのだというのが何かできないでしょうか。
事務局	部会に分かれる前に事務局の方で体系的なものをお示してそれに基づいて部会に分かれていただいたのですが、ベースとしてはそれから大きく外れておりません。ですから、ほとんどそれに準じたもので検討いただいておりますし、大きく考え方が違うという状況は出てきておりません。
副部会長	それはどんな資料でしたかね。
事務局	第9回の資料です。体系としては大まかには部会に分かれているのが大きな体系です。理念に関すること、市民に関すること、執行機関・議会、市政運営があつて。
副部会長	例えば、基本理念それから基本原則の部分がここに書いてある部分が、ほぼそのまま制定されようとしているのですかね。
部会長	それでよければそれでもよいのですけれども、それでいこうという話はどこでも決まっていないう気がするのですけれど。
副部会長	そうですね。今までバラバラに話ただけですね。

部会長	<p>とりあえず部会をこういうふうに作りましょうということでやっているのですけれど、自治基本条例の項目としては、こういう項目で全体としてやりましょうということはどこでも決まっていない状態だろうと思います。それぞれの部会でそれぞれに関するところを議論されていると思うのですけれども、その段階でやり方もあるのでしょうか、なかなか先に進みづらい。本当にこれでよい、これでいくのだということであれば、全体の構造としてそこで改めて今回の自治基本条例がどういうことを目的としているかということが、多分もう一回明確になるかなという気がしています。何を取り上げて何を取り上げないという。</p>
事務局	<p>現時点では明確にこうだというのはまだお示しできる状況ではありませんけれども、今ご覧になっていただいている資料に基づいて議論をしていただいておりますし、大幅に変わったような形で整理をされている状況にもなっておりませんので、ベースはそれなのだという形で、まずは部会ごとに現時点で整理をしていただいて、ある程度出揃った段階で部会代表者会議なり全体会議を行って、最終的に調整という作業を経て素案を作っていただくということになると思います。当然、条文の中でここに入れるよりは、こちらの方に入れた方がよいとか、こちらの部会とこちらの部会で似通った言葉が揃っているのか、一つの条文にまとめた方がよいとか、その辺の話が出てくるかと思えます。その作業は事務局がご提示をさせていただいて、最終的な整理をしていただくということになると思います。</p>
副部会長	<p>ちょっと話は逸れますけれども、「協働」の用語の定着度の話があって、基本的には「協働」という文言は何らかの定義がなされた中で使われる形になると思いますが、この条例の進行管理と言いますか、あるいはこの条例が4年や5年のスパンで機能しているのかとか、新たな動きがあった場合に、それを盛り込んでよいのかどうか、という部分の条項を入れているところがありますか。その辺はどうしますか。</p>
部会長	<p>それは事務局案でも最後のところですかね。最高規範性というところに位置付け、見直しというところが入っています。</p>
副部会長	<p>それはどこの部会ですのですか。</p>
事務局	<p>最終的に全体会で話をしましょうということになっています。ただ、最高規範性であることは確認をした上で、部会に分かれてこの条例の位置付けとか見直しについては、どこの部会というよりも全体で一回最終的に話しましょうという結論です。</p>
副部会長	<p>そうでしたね。</p>
部会長	<p>多分このままの構造でいくんだろうなと思うのですが、どういう現状でどういうふうな構造になっているのかということも、もう一度見直しながら考えていかなければいけないのかなと思うのですけれども。最初に理念があって、次に、市民の問題。市民の責務と権利。その次に、執行機関と議会の責務と権利。その次に、この行政が行う事務等に関する項目が市政運営という形になってくるのですけれども、この行政が行う行政というのはどの範囲を入れているのか、議会も入っているのかということですね。</p>

	<p>そうやって改めて考え方を見直していかないといけないと思います。全体の位置付けの中でですね。大きく役割と責務がそれぞれ市民、市の執行機関と議会それぞれ定義付けられている。その次に、この行政が行う事務等に関する項目というのが挙げられてきている。その行政というのは、私がずっと勘違いしていたのかも知れませんが、ほぼ執行機関でイコールと思っていたのですけれども、執行機関の具体的な事務手続きに関する規定というのがここで出てくるのかなと。「総合計画」とかそういうものもそうですから、ほとんどそのように見えたのでそういうふうになっていたのですけれども、そうではないという考えも勿論ありますよね。それは、例えば今出ている範囲の中では「国との連携」、「地域間連携」というのは市の執行機関だけの問題ではないわけですよね。そうすると主語をどう考えたらよいのか、ということを変更して確認してもう一度見直さないといけないかなと、この部会で扱う範囲でですね。ということは今改めて思うのですけれども、その辺はやはり広げて考えるべきだと思うのですよね。</p>
事務局	<p>正直申しまして、議会基本条例の中身を精査して準備した訳ではございません。議会基本条例にどういう形で謳われているか、そこの中身を見ながら最高規範性という形で整理をするためには、オーバーラップする分は敢えて触れないのかなと。その辺も含めて、全体としてある程度執行機関に関わるものなのか、議会も含むものなのか。議会も含んでいるのであれば、行政運営部会の中に盛り込むのが妥当かどうか整理しなければならないと思います。そこはある程度出揃ってみた上で、最終的に調整という形をとっていかないと、今時点でそこを入れ替えていくのは、少し難しいのではないかというふうに思っています。それはあり得るという前提で検討していただきたいと思います。こういうふうに準備したものが全てこの通りですよと思われると、今後の進捗に関しては、なかなかそうですよと言にくい面があります。ですから、そういうことがあり得るという前提で作業を進めていただいて、似通ったもの、もしくはここにおくべきではないようなものについては、積極的に事務局から提案をさせていただいて、順番も含めて調整をさせていただいて、ご判断をいただきたいと思います。この作業を各委員さん方をお願いするというのは、時間的な問題もありましてかなり難しい面があると思っております。各部会とも条文案まで至っていないところもあります。一般的な議論の中で、さて次はどうするかということもあります。ある程度歩調が揃った段階で、こういうふうな調整も私共がやっていく中で、まとめていきたいと思っております。</p>
事務局	<p>具体的には執行機関・議会部会もごさいますけれども、恐らくそちらの条文というのが今後かなり固まってくれば、こちらで検討されている条文とオーバーラップする部分が幾つかあると思います。そういった形で統合する場合には、どういう形でどちらに持っていくという話しが必ず出てくると思います。ただ如何せんそちらの部会の条文が固まっていませんので、今ところは調整のしようがないと思います。</p>
副部会長	<p>この部会のこれからのスケジュールはどうなるのですか。このレベルの問題は、他の部会と照らし合わせながら議論を深めるしかないと思います。大方個別の条項の考え方はある程度出揃っていると思います。</p>
事務局	<p>ある程度進んだ段階での指示がいただけたという形で、私共はそういう意味合いで整理をしてきました。他の部会も当然叩き台を作りなさいという指示が出るところがあ</p>

	<p>りますので、それと照らし合わせながら全体調整をさせていただきたいと思います。当然調整する段階では、委員さん方のご意見を十分お聞きして、その判断を基にご意見をいただきたいというふうに思っております。</p>
事務局	<p>次回の作業として、市の条例の対象範囲の確認という中には、法律にも根拠があるものも併せて提示させていただいて、条例以外にも法律にも根拠立てがあるものもありますので、それも併せてそこでお示しさせていただくということで。語尾の整理という難しい宿題もあるのですが。</p>
部会長	<p>語尾はどうでしょうか。まだよいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>現時点で出来る範囲でやらせていただくということで。</p>
事務局	<p>変更したところがこれでよろしければと思いますが、どうですか。</p>
部会長	<p>今のところこれだけを見ても、要るとか要らないとか判断が付きづらいと思います。</p>
事務局	<p>先程言われた体系というのは、こういう形で今作っているということでご理解いただけたということでよろしいですか。</p>
部会長	<p>一応現状はどういうことかということは確認いたしました。どういうふうに動いているかということは確認しましたけれども。</p>
事務局	<p>本来なら部会長が言われるように、最初に体系作りをしてそれに基づいて流れを詰めていくのが流れとしてはよかったですでしょうけれど、第9回の全体会議で議論がなかなか出ない中で、全国の条例を見るとこういう項目がありますと。それは大きく分けてみるとこういう分け方ができますよ、とこちらからお示しさせていただく中で、全体会の中でこれに沿って部会に分かれましょうと決まってしまいましたので、それに沿って部会ができたのが現状です。今となっては部会ごとに与えられた題材の中で検討をさせていただいて、最後に合わせて要るか要らないかという作業が出てくるのかなというふうに思っております。後戻りしながら、という形になろうかと思っておりますけれどもよろしく願いいたします。</p>
副部会長	<p>これからのうちの部会のスケジュール的なものの考え方は。</p>
事務局	<p>今日の午前中と昨日行われた部会の中については、3月の終わりと3月から4月にかけて次の部会を行うことになっています。かなり進捗はありますが、3月中くらいにお願いを出来るのでしたら。</p>
部会長	<p>全体的なスケジュールはどうですか。前々回出たような気がしたのですが。</p>
事務局	<p>全体会でも同じように出させていただいて、当面は4月末に素案を作り上げるという絵</p>

	<p>を示しています。大まかには先ほど冒頭に説明をしたように、22年度中に制定を目指すということで、そうなりますと逆算していくと6月議会後には市民意見交換会、パブリックコメントをやっていかないと間に合わないかなと思います。それを更に逆算していきますと、4月中には素案ができるのが一番助かるかなと。そこからまた内部調整などが出てくると思いますので。イメージとしては4月中に素案をとりまとめたいたのですが。</p>
部会長	<p>3月にもう一度行いたいというのは。</p>
事務局	<p>もう一度他の条例との関わりの確認をして、これでいけるということであればそれで全体会議にかけていきたいのですが。</p>
部会長	<p>分かりました。先程お願いしたのは各条例、法律の中で根拠になっているものを拾い上げていただいて、そこでの対象範囲ということから主語がどういう範囲になるかというところをもう少し検討してみたいと。それが次回の課題になりますかね。それと、語尾の統一性みたいなものが可能なのか、できないのか。これはできる範囲でよいと思います。今は19項目になっておりますけれども、これに関して別章立ても含めてその時点で場合によっては精査していくと。必要なものは必要、必要でないものは省いていくというようなことになるのかなと思います。特に今までに挙がっていない項目は、こういう項目があるよというのはないですかね。是非事務局の方から大分市独自の事務運用に関して、こんなことを挙げられるというのがあるのであれば挙げていただいているのかなと思いますけど、一応網羅的に挙がっているのではなかなか少ないのかも知れませんが。</p>
事務局	<p>逆に言えば、市政運営というジャンルにおきましては、それほど個性というか特色が出るようなところではないと思っておりますので、全体を見渡した中で少し特色があった方がよいかなということであれば、調整していただくという形が好ましいのではないかと思います。</p>
部会長	<p>そうですね。取り敢えず必要なものは必ず整備しておくというのは大事だと思います。あとは全体の動向を見合わせながら、場合によっては必要でないものが出てくるかなと。では、次回の日程は今日決めておいた方がよろしいですか。</p>
事務局	<p>29日の月曜日のまたこの時間でよろしいでしょうか。14時から。場所はまた探してお知らせします。3月29日月曜日の14時からです。</p>
部会長	<p>はい。ではよろしいでしょうか。議事進行がもたつきまして大変申し訳ありません。今日はこの辺で、また3月29日によろしく願いいたします。どうも有り難うございました。</p>